

議案第 86 号

東京都板橋区立図書館設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立図書館設置条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立図書館設置条例（昭和 51 年板橋区条例第 28 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条の表東京都板橋区立中央図書館の項中「東京都板橋区常盤台一
丁目 1 3 番 1 号」を「東京都板橋区常盤台四丁目 3 番 1 号」に改め、同
項の次に次のように加える。

東京都板橋区立いたばしボロ ーニャ絵本館	東京都板橋区常盤台四丁目 3 番 1 号
-------------------------	----------------------

第 2 条の表東京都板橋区立いたばしボローニャ子ども絵本館の項を削
る。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

館の名称	東京都板橋区立中央図書館 東京都板橋区立いたばしボロ ーニャ絵本館	東京都板橋区立赤塚図書館 東京都板橋区立清水図書館 東京都板橋区立蓮根図書館 東京都板橋区立氷川図書館 東京都板橋区立高島平図書館 東京都板橋区立東板橋図書館 東京都板橋区立小茂根図書館 東京都板橋区立西台図書館 東京都板橋区立志村図書館 東京都板橋区立成増図書館
------	---	---

開館時間	午前 9 時から午後 8 時まで	
休館日	定期休館日 毎月第 2 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日以外の日	毎月第 3 月曜日。ただし、この日が休日に当たるときは、その直後の休日以外の日
年始	1 月 1 日から同月 4 日まで	
年末	12 月 29 日から同月 31 日まで	
館内整理日	毎月末日。ただし、3 月 31 日以外の月末日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その直後の日曜日、土曜日又は休日以外の日	

付 則

この条例は、板橋区教育委員会規則で定める日から施行する。

（提案理由）

中央図書館の移転・改築に伴い、同館及びいたばしボローニャ絵本館の位置、定期休館日等を変更する必要がある。